

5GHz帯無線アクセスシステムの移行に関する Q&A

令和6年6月

#	分類	ご質問内容（概略）	記載ページ
1	周波数移行の方針	周波数移行は決定事項なのか。	P3
2		<ul style="list-style-type: none">• 移行後に新たな電波の割当てはあるのか。• 移行先の周波数帯はどこになるのか。	P4
3	新規開設の期限	5GHz帯無線アクセスシステムの登録が不可となるのはいつか。	P5
4		<ul style="list-style-type: none">• 新規開設の期限後も再登録は可能か。• 登録局の有効期限が1年以上あっても事前に更新することはできるのか。	P6
5	変更手続の期限	<ul style="list-style-type: none">• 設備変更時の手続き（申請又は届出）はいつまで可能か。• 新規開設の期限後も無線機器の交換、移設又は台数追加に伴う変更登録は可能か。	P7
6	周波数の使用期限	<ul style="list-style-type: none">• 移行の時期はいつになるのか。• 現在使用している無線局はいつまで使用できるのか。	P8
7	代替システム	<ul style="list-style-type: none">• 代替手段の各種システムの機器の候補を教えてください。• 設備更新の相談はどこにしたらよいのか。	P9
8		防災用途など一定の回線品質保証が求められるものについての移行先が見つからない。	P10
9		コミュニティFMの通信手段の1つとして衛星通信を使用しても問題ないか。	P11
10		一般企業や自治体がFWAの無線局を開設することはできるのか。	P12

#	分類	ご質問内容(概略)	記載ページ
11	移行費用	<ul style="list-style-type: none">• 移行にあたっての補助制度について知りたい。• 移行に関する補助金などの施策の具体的な仕組み・時期を知りたい。• イニシャルコストとランニングコストの費用負担はどうなるのか。• 代替システムへの移行に際して、導入費用だけでなく現行設備の撤去費用についても費用負担の対象となるのか。• 代替システムに関する事前調査の費用は終了促進措置の対象となるのか。	P13
12		<ul style="list-style-type: none">• 終了促進措置では全登録人が費用負担の対象となるのか。• 移行に要する費用負担は令和7年度末時点での設置局に対してなのか。• 終了促進措置における認定開設者との協議はいつから可能となるのか。	P14
13	その他	対象となる無線機の登録状況の確認方法を知りたい。	P15
14		移行対象となる具体的な機器名を知りたい。	P16

<質問>

周波数移行は決定事項なのか。

<回答>

総務省では、有識者会合の報告書等を踏まえて、将来予測される電波利用ニーズに対応するため、第5世代携帯電話（5G）等の移動通信システムに関して、2020年度末を起点として、2025年度末までに、プラス6GHz幅の周波数帯域を確保することを目標として取り組んでおります。

現時点では、周波数移行は法令で決定された事項ではありませんが、この目標達成のため、4.9～5.0GHz帯については、これまで周波数再編アクションプランにおいて、令和7年度末までに5Gの周波数割当てを行うことを目標として示してきており、本アクションプランに基づいて検討を進めています。

なお、当該周波数帯については、昨年3月に携帯電話用周波数の需要調査を実施したところで、携帯電話事業者4社から割当てについて要望が出ているところです。

総務省としては、当該周波数帯は5Gの需要拡大に対応するために重要であると考えており、5GHz帯無線アクセスシステムの移行を進め、5Gの周波数割当てを行うことが望ましいと考えています。

<質問>

- 移行後に新たな電波の割当てはあるのか。
- 移行先の周波数帯はどこになるのか。

<回答>

今回の周波数移行にあたっては、新たな周波数帯に無線アクセスシステムの制度を作って、既存の設備を一律に移行することは想定しておらず、それぞれの利用用途に応じて適当な既存の無線システムあるいは今後使用可能となる無線システムへの換装を行っていただく必要があります。

<質問>

5GHz帯無線アクセスシステムの登録が不可となるのはいつか。

<回答>

新規開設の期限は令和8年3月31日を予定しています。当該期限は申請の期限を意味します。包括登録の場合は、登録後に実際に無線機器を設置した際に必要となる届出の期限も同日となりますのでご留意願います。また、既存の登録局の変更（諸元又は移動範囲の拡大を伴う変更）についても同様に令和8年3月31日までが申請（又は届出）の期限となります。

<質問>

- 新規開設の期限後も再登録は可能か。
- 登録局の有効期限が1年以上あっても事前に更新することはできるのか。

<回答>

新規開設の期限後も周波数の使用期限までの期間においては再登録は可能です。

なお、無線局免許手続規則第25条の14において、再登録の申請は登録の有効期間満了日の3か月前から1か月前までの期間において行うことが定められています。

<質問>

- 設備変更時の手続き（申請又は届出）はいつまで可能か。
- 新規開設の期限後も無線機器の交換、移設又は台数追加に伴う変更登録は可能か。

<回答>

諸元及び使用場所の拡大を伴わない変更であれば、新規開設の期限となる令和8年3月31日以降も変更申請及び変更の届出の手続きは可能とする想定です。

諸元の拡大とは、登録状に記載された周波数、空中線電力に加えて、移動しない無線局の場合は申請された空中線の利得及び指向方向の変更を意味します。また、使用場所の拡大とは、移動しない無線局の場合は設置場所（包括登録の場合は設置区域）、移動する無線局の場合は移動範囲の拡大を意味します。諸元及び使用場所の拡大を伴わない変更の場合は届出（申請事項の変更を行うための届出）の手続きにより可能です。

無線機器を交換するケースにおいて適合表示無線設備の番号が変わる場合は、工事設計の内容に変更を生ずるため、変更申請の手続きが必要となります。ただし、包括登録局の場合は、届出（届出事項の変更を行うための届出）により手続きが可能です。なお、新たな技術基準適合証明又は工事設計認証の取得期限は令和8年3月31日までとする想定です。

台数追加の場合は新規開設となるため、令和8年3月31日以降はできません。包括登録局の場合、無線機器の設置後に届出が必要となりますが、当該期限以降の届出は無効となります。

<質問>

- 移行の時期はいつになるのか。
- 現在使用している無線局はいつまで使用できるのか。

<回答>

周波数の使用期限については、令和18年3月31日を予定しています。当該期限は、既存の無線機器が法的に使用できなくなる期限を意味します。

なお、終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合には、周波数の使用期限までの期間内において、認定開設者との協議により、相互の合意の下で移行の時期を決定することとなります。

<質問>

- 代替手段の各種システムの機器の候補を教えて欲しい。
- 設備更新の相談はどこにしたらよいのか。

<回答>

代替システムの候補は「主な無線通信システムの紹介」において紹介していますのでこちらを参照いただくようお願いいたします。

実際に代替システムへの移行が可能かは、現在お使いの無線局の使用形態（通信容量、通信距離、設備構成、使用場所の環境等）によりますので、事前にご確認をされる場合は、現在お使いの設備の納入業者や施工業者等にご相談いただくようお願いいたします。

なお、終了促進措置の仕組みを活用して移行する場合には、移行スケジュール及び認定開設者が負担する費用の額については、終了促進措置を行う認定開設者との協議により決定されることとなります。

<質問>

防災用途など一定の回線品質保証が求められるものについての移行先が見つからない。

<回答>

防災・災害時使用の目的であれば、一般的には、衛星回線、自営回線であれば免許を要する固定局を使用するのが望ましいと考えます。また、通信距離が短い場合は、比較的設置が容易なFWAも候補となり得ます。

衛星回線に関しては、近年、ブロードバンド通信に対応した衛星回線のサービスも出てきているので、代替手段となる余地はあると考えます。

また、令和6年4月より「公共安全モバイルサービス」が開始されております。当該サービスは、携帯電話技術を活用した公共安全機関（※）向けの無線システムであり、災害時優先電話に対応する等、一般ユーザによる設備混雑やトラフィック増加の影響を受けにくいことから、代替手段となる余地はあると考えます。

なお、5GHz帯無線アクセスシステム（登録局）は、キャリアセンスによって複数の無線局が同じ周波数を共用して使うものであることから、通信途絶のリスクが免許局に比べて高く、重要回線で使用することは本来適切ではないと考えます。

※ 電気通信事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関（災害救助機関、電力・水道・ガスの供給に係る機関、重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関等）

<質問>

コミュニティFMの通信手段の1つとして衛星通信を使用して問題ないか。

<回答>

コミュニティ放送において、有線電気通信サービスや衛星通信サービスなど、他の事業者が提供する電気通信設備を中継回線設備として利用する場合は、当該設備が基幹放送の品質や安全・信頼性を維持するための技術基準に適合している必要があります（放送法第112条参照）。

なお、中継回線設備等の特定地上基幹放送局等設備に該当しない、一般的な用途で衛星通信サービスを使用する場合は、当該技術基準への適合は必要ありません。

<質問>

一般企業や自治体がFWAの無線局を開設することはできるのか。

<回答>

FWAは18GHz帯、22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯があり、いずれも無線局免許が必要となります。

18GHz帯については、基本的に電気通信事業用及び公共業務用での使用に限定されています。また、免許の主体は地方公共団体又は地方公共団体から委託（電気・ガス等の事業）を受けた事業者に限られています。また、CATV事業者が自身の電気通信業務用の無線局と無線設備を共用する場合は、放送事業に関する事項を通信事項とする場合も使用が可能です。

22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯は電気通信業務用以外での使用も可能ですが、電気通信業務用が優先となります。電気通信業務用の無線局と同一チャンネルを使用する場合は、当該無線局の免許人との調整が必要となる可能性があります。

<質問>

- 移行にあたっての補助制度について知りたい。
- 移行に関する補助金などの施策の具体的な仕組み・時期を知りたい。
- イニシャルコストとランニングコストの費用負担はどうなるのか。
- 代替システムへの移行に際して、導入費用だけでなく現行設備の撤去費用についても費用負担の対象となるのか。
- 代替システムに関する事前調査の費用は終了促進措置の対象となるのか。

<回答>

無線システムの移行に係る費用については、従来の例では、自己負担となるところ、今回の5GHz帯の移行に当たっては、電波法で定める「終了促進措置」の仕組みを導入することを検討しています。「終了促進措置」とは、認定開設者が、既存無線局の利用者の移行費用等を負担することにより、周波数の使用期限より早い時期の周波数移行を促進する措置のことです。

一般的に、終了促進措置で認定開設者が負担する経費は、移行に直接必要となる費用（設備の取得に要する費用等）となります。移行後の無線設備の運用、保守等に係る費用は、原則として対象外ですが、当事者間の合意がある場合にはその限りではありません。

今回の終了促進措置において認定開設者が行う費用負担その他の措置に関する事項については、開設指針（周波数割当てに係る指針）等において別途定める予定です。

<質問>

- 終了促進措置では全登録人が費用負担の対象となるのか。
- 移行に要する費用負担は令和7年度末時点での設置局に対してなのか。
- 終了促進措置における認定開設者との協議はいつから可能となるのか。

<回答>

今回の終了促進措置において認定開設者が行う費用負担その他の措置に関する事項については、開設指針（周波数割当てに係る指針）等において別途定める予定です。

なお、新規開設の期限が令和7年度末までとなることから、現時点では令和7年度末以降に新たな無線局が開設されることはないものとして検討することとなる予定です。

<質問>

対象となる無線機の登録状況の確認方法を知りたい。

<回答>

登録局については、お持ちの登録状の「無線設備の規格」の名称が、以下のいずれかであるものが対象となります。

- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち基地局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち陸上移動局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち陸上移動中継局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち携帯基地局に係るもの」
- ・「5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備のうち携帯局に係るもの」

なお、登録局は電波利用料をお支払いいただいておりますので、所在等が不明な場合は経理担当等にご相談いただくところがあるかと考えます。

登録局の登録状況についてご不明な場合は、管轄の総合通信局または沖縄総合通信事務所までお問合せ願います。

<質問>

移行対象となる具体的な機器名を知りたい。

<回答>

具体的な機器名（機種名）については総務省ではわかりかねますので、P15を参考にご自身にてご確認願います。

なお、登録の申請（又は開設届の提出）の際、無線設備の製造番号や技適の番号（適合表示無線設備の番号）を様式に記載いただくことになっておりますので、これらの書類の写しをお持ちであればそちらをご確認いただければ機器名がわかる可能性があります。

無線設備の製造番号や技適の番号が不明の場合は、管轄の総合通信局または沖縄総合通信事務所までお問合せ願います。